

平成23年8月
がん対策推進協議会

がん患者に対する支援や情報提供の今後のあり方等に関する
委員からの意見のまとめ

(はじめに)

がん対策基本法では、基本理念のひとつとして、「がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるよう、がん医療を提供する体制の整備がなされること」と規定されている。また、情報提供や相談支援について、「国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講じるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする」と規定されている。

これまで、国においては、がん診療連携拠点病院に対して、研修を修了した相談員を配置した相談支援センターの設置を義務づけ、がん患者への相談支援・情報提供の体制整備を行ってきた。また、国立がん研究センターにおいては、全国の相談支援センターの相談員の養成や、全国規模のがんに関する情報公開を行うとともに、平成22年9月には、「国立がん研究センター患者必携サポートセンター」を開設し、全国のがん患者やその家族からの電話相談に应运じてきた。さらに、がん患者及び患者団体等は、行政機関や医療従事者と協力しつつ、がん患者相談等に対して主体的な取組を行ってきた。

当協議会では、がん患者に対する支援や情報提供の更なる推進に資するため、今後のあり方等について、集中的に審議を行い、結果を取りまとめた。この取りまとめを土台として、がん対策推進基本計画の変更について検討することが求められる。

(患者・家族への支援体制について)

がん患者及びその家族への相談支援については、これまで、がん診療連携拠点病院に設置された相談支援センターにおい

て行われてきた。が、これに加え、平成23年度より、都道府県に地域統括相談支援センターを設置し、患者及びその家族等のがんに関する相談について、心理、医療や生活・介護等様々な分野に関する相談を提供する体制を構築することとした。今後、患者・家族にとって、治療とともに、住み慣れた地域で普通の暮らしを続けるための支援や情報は欠かせないものであるため、全都道府県にこの取組を普及することが期待される。

がん診療連携拠点病院に設置された相談支援センターは、がん患者及びその家族の治療や療養における不安を軽減し、家庭復帰や社会復帰を果たす上での支援を行うなど非常に重要な機能を有している。しかしながら、がん患者の幅広い相談内容に対して、対応する相談員の職種や身につけている知識等により、対応できる分野や内容にばらつきがあることや、医療機関によっても、相談支援センターの活動に対する支援の程度が様々であるとの指摘がある。今後、相談支援センターの更なる質の向上を目指し、地域や患者・家族の実態に応じた、各相談支援センターの自律的・主体的な取組を促す体制整備を進めるため、各拠点病院等における相談支援センターの好事例の提示等、全国の相談支援センターに対するモデルを提示することが期待されている。

また、相談支援センターにおいて、習熟した相談員の定着や正確ながん診療情報の作成と公表のための医療職の配置の充実のための取り組み等に対し、より質の高い相談支援体制を可能な限り客観的に評価する指標を作成した上で、インセンティブを付する方向で検討する。

さらに、がん診療連携拠点病院の機能や相談支援センターの設置場所、相談できる内容等を院内掲示するとともに、ホームページ等でわかりやすく表示することを、拠点病院の指定の要件とする。

また、がんという命に関わる病を抱え、不安や悩みを抱える患者及びその家族に対し、同じような経験をした者同士の共感や支え合い（以下、「ピアサポート」という。）は支援の一つに

なることや、がんという共通体験を持つ者の語り合いや学び合いを通じて互いに支え合うという、医療者とは違う役割を担うことが期待される。このピアサポートを積極的に推進するため、がん患者及びその家族等の当事者が心の悩みや体験等を語り合うための機会に対し、精神的支援、情報提供による支援を行うことは重要である。

これまでの相談支援センターは、がん診療連携拠点病院に設置されるものについて補助を行ってきたが、平成23年度新規に予算が計上された地域統括相談支援センターについては、病院外にも設置される相談支援センターとして意義があり、着実に進める必要がある。また、相談支援センターや地域統括相談支援センターの周知を徹底する方策や、相談支援と情報提供を治療の流れの中に組み入れるシステム作りなどを検討することも重要である。特に、地域統括相談支援センターに関しては、どのような意義があるのかを広く一般に周知することが肝要である。そのためには、各拠点病院における相談支援センターとの役割分担及びその連携方法等、具体的な機能の詳細を明示すること、そして評価項目の策定をすることが重要である。さらに、地域の中心的なセンターとして機能するための人員の配置と整備を備えるように努力する。

さらに、相談支援センターや地域統括相談支援センターのみならず、医療現場においても、医療の提供のみならず、可能な限り、患者の立場に立って、有用な情報の提供及び相談支援を行うことが望まれる。医療現場が有用な相談支援、情報提供ができるように、医療者が活用できる相談支援の事例をまとめた事例集等を作成、配布するなどして医療者を支援する必要がある。

また、相談支援以外の支援内容については、1) 経済支援、2) 就労支援、3) 子育て・介護支援が挙げられる。

1) 経済支援については、長期にわたって継続して治療を受けるがん患者について、高額療養費制度における負担上限額を所得に応じて軽減するとともに、社会福祉協議会における療養

貸付期間の延長を検討する必要がある。

2) 就労支援については、がん患者が治療に伴い、退職や転職を余儀なくされ、生活や就労環境に支障をきたす場合が多いため、がん患者及び経験者の働く権利、人間としての尊厳を守り、就労・復職支援に資するよう、がん経験者が働く権利を擁護するための制度や、短時間勤務制度の拡大や休職規定の充実等を含む、企業の就業規則における合理的配慮を義務づけるための制度について、検討する必要がある。

3) 子育て・介護については、がん患者の家庭内に子どもや要介護高齢者等がいる場合、患者自身が治療や療養に専念できないことや、家族が、患者の世話と育児や高齢者の介護等の両方を行わなければいけないため疲弊すること等が起こる。治療療養中の育児・介護を支援するため、保育所や介護施設での一時預かり等の柔軟な対応や、ボランティア等で運営する子ども一時預かり施設の設置等について、早期実現に向けて検討する必要がある。

なお、1) から3) の経済支援、就労支援、子育て・介護支援については、単にがんと診断されることを要件とせず、科学的知見に基づいて、がん種や病期などの要素も考慮する必要がある。

また、以上のがん患者への支援内容については、がんが患者数の多い疾病であることから、疾病を有し生活する国民に対する支援の先進的な取り組みとなるよう、進める必要がある。一方、検討にあたっては、他の疾患を有する患者との関係を十分に配慮する必要がある。

このほか、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会」を推進するため、キャンサー・サバイバーズ・デー（がん経験者の日）の普及等患者団体の取組支援等を検討する必要がある。

(情報提供体制について)

国立がん研究センターにおいて、がん患者にとって必要な情報を取りまとめた「患者必携」の作成及びがん診療連携拠点病院における診療実績の公開等を行っている。

科学的根拠が明らかでない治療に関する情報がインターネット等で氾濫している状況において、如何に患者・家族に正しい情報を提供するか、具体的な方法を検討し、科学的に不正確でがん患者の最適な治療の選択に影響を与えかねない情報については、がん関連の学会と連携して、国民に対して積極的に注意喚起する必要がある。

未承認薬・臨床試験等に関する情報は、現在、国立がん研究センターにおいて取りまとめられ、主に医療者向けに発信されているが、今後さらに網羅的な情報を、理解しやすく編集し患者向けに発信することが期待される。

がん治療等の情報についても、特に患者のニーズの高い施設別治療成績や採用している具体的な治療方法及び緊急時の診療体制等や、それらのデータの科学的な正しい解釈の提供体制を、より一層充実することが求められる。

また、学校におけるがん教育の推進は重要であり、予防教育としての趣旨も含め、今後、義務教育段階からのがん対策を推進することが求められる。また、がん患者及び体験者、地域の医師会、保健所及びがん関連学会の学会員等が、全国の学校や学生が集まる機会に講演するなどの取組を、医師会、患者会及び学会と共に検討する必要がある。教育プログラムについては、患者や家族など当事者も参画し検討する。

さらに、国民が、がんをより身近なものとしてとらえるとともに、がん患者となった場合でも適切に対処することができるよう、国民全体へのがんに関する情報提供が必要であり、がんの予防を含めたがん教育を進めることについて検討する。

なお、がん患者に対する支援と情報提供は車の両輪であり、情報を持っているが理解が進んでいないことがあるため、理解

促進の支援は重要であり、心理的支援とセットで実施できるシステムを検討することも重要である。また、がん患者に対する支援や情報提供に係る施策の評価項目の設定や財政支援についても、喫緊の課題である。